



『退職金と相続』

爽風をお読みの皆様、こんにちは。
フジ相続税理士法人の高原誠です。

今年も暑い夏がやってきました。
例年通り8月には不動産鑑定士試験
(5～7日)、税理士試験(8～10日)
が行われます。私どもの事務所にも
受験生がおります。全員、当日まで
気を抜かず、積み重ねてきた努力を
全力でぶつけて合格を勝ち取ってほ
しいと願うばかりです。

退職金、意識していますか？

話題は変わって、今回のテーマは
「退職金」です。従業員や役員が会
社を辞めたときに会社から支払われ
る一時金のことを指すのが一般的で

すが、最近では企業年金を利用した
年金型の退職金もあるようです。

日本特有の終身雇用・年功序列制
度の中から生まれたもので、その意
義としては賃金の後払いや退職後の
生活保障、企業責任や企業慣習等が
あると言われてはいますが、法律で
はつきりとうたわれているわけでは
ありません。今回は、そんな退職金
を相続との関連で考えてみます。

退職金の支払義務や 支払条件は？

まずは退職金の基本的な部分を確
認しておきましょう。会社の構成員
には大きく分けて2つあります。そ
れは従業員と役員です。

実は、労働基準法は退職金を支払
う義務を会社に課していません。退
職金を支払うか否かは各会社の判断
に委ねられています。が、支払う場
合でも社長のお手盛りではいけませ
ん。ルールや取り決めが必要です。
①従業員に支払う場合↓就業規則等
の整備が必要。

②役員に支払う場合↓会社の定款の
定めまたは株主総会決議が必要。
一部の例外的な扱いを除き、これ

が原則です。

次に、気になる金額について。最
大支払額はいくらなのでしょう。最
法律上は、退職金額の算定方法に
ついて特に規定はありません。一般
的には「最終報酬月額×勤続年数×
功績倍率」といった計算式が用いら
れることが多いようです。そのよう
に基本給に連動させる方法のほか、
別に金額テーブルを設けて計算する
方法などもあります。どちらが正し
いということではなく、会社の実情
に合わせた方法が採られます。

退職金を受け取ったときの 所得税は？

次に退職金を受け取ったときの税
金について。詳しくは左ページの図
表1をご覧ください。

退職金を退職者本人が受け取った
ときは所得税(十住民税等)がかか
ります。他の所得とは合算せずに税
額を計算する分離課税で、一時金で
受け取った場合、課税対象となるの
は支払われた退職金から勤続年数に
応じた控除額を差し引き、さらに2
分の1した金額です。税法上、退職
金は優遇されていると言えます。

一般的には「生前に」退職金を受

け取ることがほとんどだと思います
が、爽風をお読みの方は賃貸経営を
法人化なさっている方も多いもの。
生涯、役員や従業員として会社に在
籍する方もおられるでしょう。

そうした方が亡くなった場合、受
け取るはずだった退職金は死亡退職
金として遺族に支払われ、所得税で
はなく相続税の対象となります。

そこで、「相続後に」受け取る退
職金について、もう少しお話を深め
ていきたいと思えます。

死亡退職金には 相続税の非課税枠がある

死亡退職金等(死亡後3年以内に
支給が確定したものは、みなし相
続財産として相続税がかかります。
ただし、全額が相続税の対象となる
わけではなく、「500万円×法定
相続人の数」までは課税されません。
また弔慰金については、死亡理由
が業務上の事情によるのかどうかで
非課税となる上限が異なりますが、
いずれにしても一定額までは原則と
して相続税がかかりません。
意外とご存じのない方も多い、こ

図表1 退職金と税金

退職所得は、原則として他の所得と分離して所得税額を計算します。

退職所得の計算式

$$\text{退職所得の金額} = (\text{収入金額}^{※1} - \text{退職所得控除額}^{※2}) \times \frac{1}{2}$$

※1 源泉徴収される前の金額

※2 退職所得控除額

勤続年数	退職所得控除額
20年以下	40万円×勤続年数(80万円に満たない場合は80万円)
20年超	800万円+70万円×(勤続年数-20年)

被相続人に支給されるべきだった退職手当金、功労金等を受け取る場合で、死亡後3年以内に支給が確定したものは、相続財産とみなされて相続税の課税対象となります。ただし、全ての相続人が取得した退職手当金等の合計額が非課税限度額以下のときは課税されません(相続人以外の方が取得した場合は非課税の適用はありません)。

死亡退職金の非課税限度額の計算式

$$\text{非課税限度額} = 500万円 \times \text{法定相続人の数}$$

◇弔慰金を受け取ったときの取扱い

弔慰金や花輪代、葬祭料等については、下記の金額までは相続税の課税対象となりません(ただし、被相続人の雇用主などから受け取った弔慰金等で、実質上退職手当金等に該当すると認められるものは相続税の対象となります)。

- ①被相続人の死亡が業務上の死亡であるとき…被相続人の死亡当時の普通給与の3年分に相当する額
- ②被相続人の死亡が業務上の死亡でないとき…被相続人の死亡当時の普通給与の半年分に相当する額



税理士タカハラから一言!

退職金を受け取る際に「退職所得の受給に関する申告書」を提出しなかった場合は、いったん支払金額の20.42%が源泉徴収され、確定申告により所得税の精算を行います。手取金額が確定するまで時間がかかってしまうので、上記の申告書を提出するのがおすすめです。



税理士タカハラから一言!

左の式で計算した金額は非課税限度額の総額です。複数の相続人が死亡退職金を取得した場合に、各相続人が非課税の適用を受けられる額は、各相続人が取得した額で非課税限度額の総額を按分した額となります。また、養子がいる場合、非課税限度額の計算式の「法定相続人の数」に含まれるのは、実子がいるときは1人、実子がいないうちは2人までです。

支払った退職金は 法人の経費になります

の非課税枠。会社を経営している方なら上手く利用して相続税・法人税の節税対策につなげたいところですが、活用するためには退職金規定を整備するなど、準備が必要です。

会社が支払った退職金は、不相当に高額でない限りは、法人の経費(損金)に算入できます。経費になるということは、利益が減る↓株価が下がる↓株式の贈与や相続がしやすくなる、といった効果が見込めます。ただし、例えば功績倍率の設定が高すぎるなどで、退職金額が不相当に高いと損金算入が認められない可能性があります。退職金を設定するときは注意してください。

会社内部にお金を貯める? いいえ、外部に貯めましょう

相続ではまとまったお金が必要になることが多いので、死亡退職金は一時に支払うことが一般的です。つまり、会社としても一時に大きなお金が必要になるということ。果たしてどうやってそのお金を作り出せば

いいのでしょうか?

早めの手当てが大事なとは言ってもありませんが、せっかくの売上。法人税を払った後の手残りで会社内部に貯めていくのはいかにも勿体ないです。ここは法人税を払う前に、保険料を支払って保険会社に貯めていくのが賢い方法。賃貸経営を法人化して、所得をお給料で家族に分配すると同時に、保険に加入して利益を外部にストックしていくのです。

賃貸経営で定期収入が見込めるからこそ計画が立てやすく、将来の実行時期が見えているという点で大規模修繕対策としても、賃貸経営の法人化と保険は相性がいいです。

フジ総合グループは保険代理店ではありませんので具体的な保険商品のご説明はできませんが、「いくらを保険料として払い出していくべきか?」という部分については、いつでもご相談に応じられます。

以上、退職金についてお話ししてきました。ちなみに、個人事業主の方でも、小規模企業共済を利用すれば相続税の非課税枠を活用することができます。一度、退職金について検討してみたいかがでしょうか。